

本論文は

世界経済評論 2022年7/8月号

(2022年7月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

人民元の国際化と デジタル人民元, CIPS



帝京大学経済学部教授 露口 洋介

つゆぐち ようすけ 1980年東京大学法学部卒業、日本銀行入行。在中国大使館、日本銀行香港事務所次長、同北京事務所長。2011年日本銀行を退職。信金中央金庫、日本大学経済学部教授を経て2018年4月より現職。金融庁中国金融研究会常識者メンバー（現職）。著書に「中国対外経済戦略のリアリティ」（共著）など。

人民元の国際化は2009年7月に開始されて以来、中国の対外取引の決済を過度に米ドルに依存する状況から脱却することを狙って着実に進められている。その要因として為替変動リスクや決済の時差リスクの低減に加えて、金融制裁のリスクの抑制という目的も含まれている。しかし、中国の対外資本取引規制は特に短期の資本取引について未だに緩和が進んでおらず、世界で幅広く使用されるという観点での人民元の国際化は充分ではない。第14次5カ年計画においても「人民元の国際化を着実かつ慎重に推進する」とされており、資本取引規制の緩和ペースはゆっくりとしたものになると考えられる。一方、デジタル人民元の開発が急ピッチで進められており、人民元の国際化への貢献も期待されている。デジタル人民元は、中国の対外取引での人民元の利用の拡大に対する海外のデジタル通貨による挑戦への対抗手段とはなり得るが、幅広い人民元国際化への効果は限定的であろう。また、人民元の国際化を促進するために人民元の対外決済システムであるCIPSが導入された。対ロシア金融制裁について、CIPSが制裁回避手段となる可能性は低い。日本も国家安全保障の観点から「円の国際化」についてももう一度戦略的に検討すべきであろう。

I 人民元の国際化¹⁾

1. 人民元の国際化の進展

2009年7月2日に中国政府はクロスボーダー人民元決済を行うことを認め、人民元の国際化のプロセスが開始された。その理由として、人民銀行の公表文では前年の世界金融危機を受けて、対外取引の決済を第三国通貨（米ドル）に過度に依存していると大きな為替リスクに直面することを挙げている。同時に、人民元と米ドルの為替売買に伴い、人民元の決済と

ニューヨークにおける米ドルの決済の時間差から生じるリスク²⁾を軽減すること、さらにはアメリカの金融制裁の影響を回避することも当然目的とされている。

開始当初、対象取引は貨物貿易に限られ、対象地域は中国国内では上海市と広東省の4都市（深圳、広州、東莞、珠海市）の合計5都市のみ、海外は香港、マカオ、東南アジア諸国（ASEAN）に限られた。2010年6月には対象取引が經常取引全体に拡大され、海外の対象地域制限は撤廃された。その後、人民元のクロスボーダー決済にかかる規制は順次緩和、整備さ

れ、人民元国際化のプロセスが進展した。資本取引についてみると、2011年12月に香港に人民元建て海外適格機関投資家制度（RQFII）が導入された。RQFIIは2002年に導入されていた海外適格機関投資家制度（QFII）の人民元版である。QFIIでは、適格機関投資家が、海外から外貨で中国に送金して中国の証券に投資することが認められたが、RQFIIでは、人民元で送金して、中国国内の証券に投資することが認められた。2014年11月には上海証券取引所と香港証券取引所をリンクすることで、一方の取引所で取引される証券に対して他方の取引所に参加する証券会社を通じて相互に投資することが可能となる上海・香港ストックコネクトが開始された。2016年12月には同様に深圳・香港ストックコネクトが開始された。投資に使用される通貨は上海・深圳から香港への送金も香港から上海・深圳への送金も人民元が使用される。

2017年7月には、海外の機関投資家が香港経由で中国本土の銀行間債券市場で売買を行うことができるボンドコネクトが開始された。この時点では香港から中国本土への投資（北向き）のみが認められた。

2020年5月にはQFIIとRQFIIの投資限度枠が撤廃された。2021年9月10日には、香港、マカオと広東省の間の「大湾区（グレーターベイエリア）」においてクロスボーダー・ウエルスマネジメントコネクトが開始された³⁾。広東省の投資家は香港・マカオの銀行が販売する投資商品に投資することができ（南向き）、香港・マカオの投資家は広東省の銀行が販売する投資商品に投資することができる（北向き）。さらに同年9月24日には、ボンドコネクトの南向きが開始された⁴⁾。

近年は特に香港を通じた資本取引の規制緩和が重点的に行われている。人民銀行の公表文では香港金融市場の発展をサポートするという意図が示されている。

2015年10月8日には人民元のクロスボーダー銀行間決済システム（Cross-border Interbank Payment System：CIPS）が稼働した。詳細は後述するが、CIPSは人民元建てのクロスボーダーの貿易決済、直接投資、融資、個人送金などの決済をより効率的で便利にするものであり、人民元の国際化を促進する効果を持つ。

また、2016年10月から人民元はIMFの特別引き出し権（SDR）の構成通貨となった。これによって、人民元は外貨準備適格通貨となり、各国による保有が進むこととなった。

2. 人民元の国際化の現状

2020年の中国の対外取引全体の受払通貨に占める人民元の比率は46.2%、2021年1~6月は48.2%と⁵⁾、2009年以前には事実上ゼロだった状態から大きく増加している。中国の対外取引の受払が米ドルに過度に依存していた状況から脱却するという意味での人民元国際化は着実に進展している。

一方、全世界の為替売買取引に占める各通貨の比率をBISによる直近の2019年4月の統計で見ると、売買双方の通貨を計上して合計200%に占める人民元の比率は4.3%にすぎず、第3位の円の16.8%、第4位の英ポンドの12.8%に比して小さく、第8位にとどまっている⁶⁾。また、SDRにおけるウエイトは米ドル41.73%、ユーロ30.93%、人民元10.92%、円8.33%、英ポンド8.09%で人民元は第3位である⁷⁾。しかし、世界各国の公的外貨準備に占

める比率をみると、2021年9月末で米ドル59.1%、ユーロ20.5%、円5.8%、英ポンド4.8%に対し、人民元は2.7%と第5位にとどまっている⁸⁾。これらの数値は名目GDPが世界第2位で、世界最大の輸出入額を有する中国の数字としては低く、国際的に広範に使用される通貨という意味での人民元の国際化は十分に進展しているとは言えない。短期を中心に資本取引が依然として厳格に規制されており⁹⁾、人民元が海外での使用が不便な通貨にとどまっていることが原因と考えられる。2021年から開始された第14次5ヵ年計画においても「人民元の国際化を着実かつ慎重に推進する」とされている。銀行システムの安定を図るために利ザヤを確保する目的で預金・貸出金利の規制が続いている中、資本取引規制の緩和は当面慎重に進められるものと考えられる¹⁰⁾。

II デジタル人民元¹¹⁾

1. デジタル人民元開発の経緯

デジタル人民元は、中国人民銀行が発行する人民元の現金に替わる電子的な支払い手段である。人民銀行は2014年からデジタル人民元の研究を開始した。研究を開始した理由として、デジタル通貨の発展が人民銀行の現金発行業務や金融政策に影響を及ぼしかねないことが挙げられた¹²⁾。当時、中国で取引が活発に行われていたビットコインなどの暗号資産、および急速に普及し始めたアリペイやウィーチャットペイなど第三者決済と呼ばれる民間の電子的な支払い手段が視野に入っていたと考えられる。

人民銀行が2016年1月に開催したデジタル通貨フォーラムでは、デジタル人民元の利点として、幅広い大衆が利用できるという金融包摂

の観点に加えて、マネーロンダリングや脱税の防止になり、人民銀行の通貨供給コントロール力を向上させることが指摘されている。暗号資産や、第三者決済の普及により、当局による決済情報の管理が困難となったことに対し、デジタル人民元によって当局の情報管理能力を回復、向上させようという意図がうかがえる。デジタル人民元の研究は、まず、国内的に、暗号資産の普及や第三者決済による決済業務など銀行業務への侵食に対抗するために開始された。

2019年6月、フェイスブック（現メタ）がデジタル通貨「リブラ」の発行構想を発表した。リブラは主要通貨のバスケットを裏付けとし、通貨構成は米ドル50%、ユーロ18%、日本円14%、英ポンド11%、シンガポールドル7%と公表された。シンガポールドルも主要通貨のバスケットに連動しているので、リブラの米ドルのウエイトは事実上50%を超える。

人民銀行の王信研究局長は2019年7月の講演で、リブラは事実上米ドルに連動しているため、その普及は国際的な米ドル支配の強化であると述べている。また、同局長はリブラへの対応として中央銀行デジタル通貨の発行を挙げた¹³⁾。このように、中国政府はリブラが人民元の国際化に対する脅威となると考え、国内的な要因に加えて、国際的な要因が加わり、デジタル人民元の実現が急がれることとなった¹⁴⁾。

2019年9月に行われた記者会見で人民銀行の易綱総裁は、「デジタル人民元の研究は大きく進展した」と表明した¹⁵⁾。これによって、デジタル人民元実現の可能性が広く認識された。同総裁は、さらに2020年5月に人民銀行のウェブサイトにおいて「深圳、蘇州、雄安、成都の4都市と2022年の冬季オリンピック会場（北京、張家口）において試験運用を先行し

ている」と明らかにした¹⁶⁾。当初は体系的な実験が行われていたものと見られるが、2020年10月12日に深圳で5万人の大衆に一人当たり200元(約3,600円)のデジタル人民元を配布し、商店での使用について実証実験を行った¹⁷⁾。2020年11月には上海、海南、長沙、西安、青島、大連、2022年3月31日には天津、重慶、広州、福州、厦門、浙江省のアジア競技大会会場(2022年9月開催予定¹⁸⁾、杭州、寧波など6都市)が実験地点として加えられ、合計23都市で実証実験が行われている。デジタル人民元の完全な実用化について、人民銀行は、スケジュールは決まっていないとしており、2021年12月の中国人民銀行工作会議でも、2022年には「安全に秩序を保って、デジタル人民元の研究開発試験を推進する」とのみ述べられている¹⁹⁾。当面は実証実験を続け、セキュリティ面など様々な課題を確認するプロセスが続けられるものと見られる。

2. デジタル人民元の概要

人民銀行の「デジタル人民元白書」によると²⁰⁾、デジタル人民元は、人民銀行による集中管理方式と人民銀行と商業銀行などからなる二層運営方式を採用する。第一層の人民銀行は、デジタル人民元の発行から消却に至る全過程を集中管理し、第二層では、指定運営機関が人民銀行からデジタル人民元の発行を受け、他の商業銀行などとともにデジタル人民元の流通サービスを行い、身分証明の強度に応じて取引限度額や残高上限を設定したデジタルウォレットを提供する。

デジタルウォレットはスマートフォンのアプリや、ICカードによって提供される。デジタル人民元の価値の移転は、暗号技術による価値

の移転と集中管理システムが併用され、インターネット環境の無いオフラインの状況でも、スマートフォン同士を接触させることや、ICカードを読取り機械に接触させることなどによって可能である²¹⁾。

デジタル人民元にはコントロールされた匿名性があり「小口は匿名、大口は法により遡及」という原則に従う。個人のプライバシー保護を重視する一方で、マネーロンダリング、脱税などの違法行為については、人民銀行による集中管理によって監督管理が可能とされている。

「白書」によると、デジタル人民元は、クロスボーダー決済における使用が可能となる技術的条件を備えている。しかし、当面は国内のリテール決済の需要を満たすことが先決としている。一方で、人民銀行デジタル通貨研究所は2020年末から香港との間でデジタル人民元によるクロスボーダー決済の実験を開始しており、2021年2月にはタイ、UAE(アラブ首長国連邦)、香港とBISが参加する法定デジタル通貨間ブリッジ構想(mCBDC Bridge)に参加するなど、クロスボーダーの利用についての研究を進めている。

デジタル人民元のクロスボーダーの利用については、依然として特に短期の資本取引が規制されている不便さに加えて、匿名性に欠け、取引情報が中国政府に筒抜けになるという点も問題である。デジタル人民元は、リブラのような海外のデジタル通貨に対抗し、人民元の国際化が後退することを防ぐ効果はあると思われる。しかし、国際的に広範に使用されるという意味での人民元の国際化を大きく進展させる効果は限定的と考えられる。

Ⅲ CIPS と金融制裁

2022年2月以降のウクライナ情勢を受けて、各国によるロシアに対する金融制裁が行われる中で、中国のCIPSが金融制裁の回避手段となるのではないかと注目を集めている。

1. CIPS とは

CIPSは、中国と海外との間の取引に伴う人民元の決済を行うシステムである。直接参加銀行はCIPSの中に決済用の口座を持つ。2022年2月末の時点で直接参加銀行は76行あり、そのうち海外所在の直接参加銀行は36行である。国内外の間接参加銀行1212行は直接参加銀行に決済口座を保有する。

日本の企業Iが日本国内の間接参加銀行Cに口座を持ち、中国国内の直接参加銀行Bに口座を持つ中国企業Hに人民元で送金を行う場合について決済の仕組みを見てみよう（図参照）。

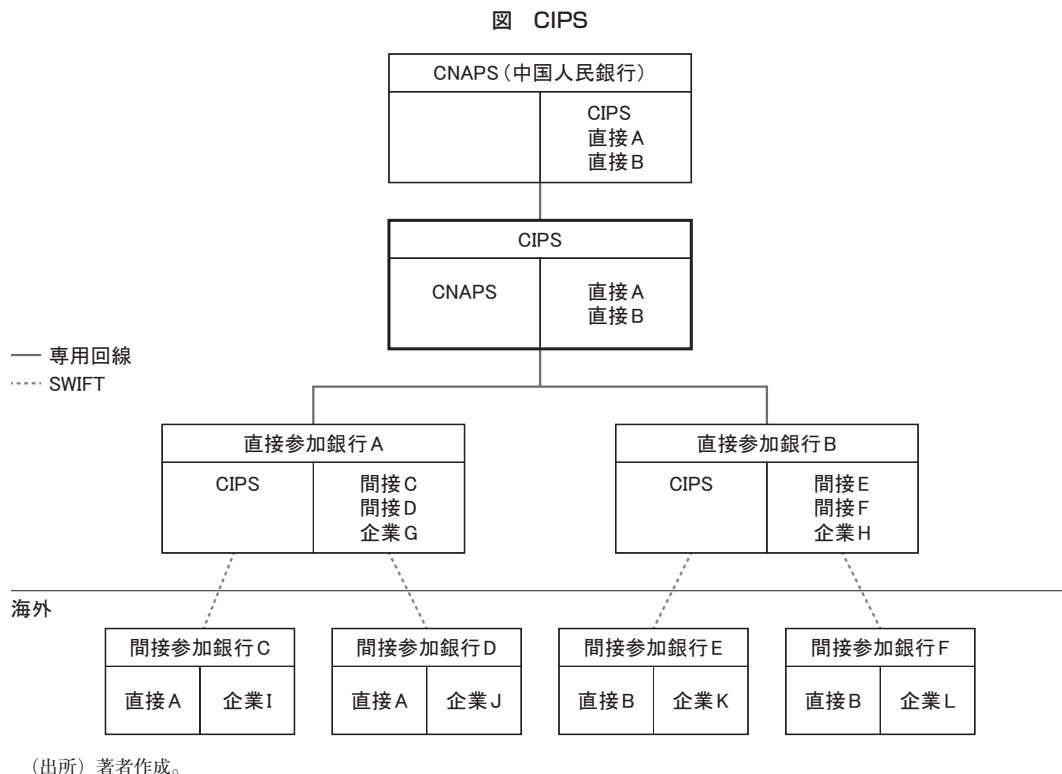
日本企業が間接参加銀行Cに人民元送金を依頼すると、銀行Cは中国国内の直接参加銀行Aにその情報を伝達し、銀行Cが銀行Aに保有する口座から人民元が引き落とされる。直接参加銀行AはCIPSに対し、中国国内の直接参加銀行Bに送金することを依頼する。直接参加銀行A、BそしてCIPSは、中国人民銀行の人民元決済システムであるCNAPS（China National Advanced Payment System）にそれぞれ口座を持っている。CNAPSは日本の日銀ネットに相当するシステムである。直接参加銀行はCNAPSに保有する口座からCIPSの口座に毎日の朝、必要な資金を振り込み、CIPSはCIPS内の直接参加銀行の口座に当該資金を振り

込んでおく。直接参加行AからBへの送金を依頼されたCIPSは、CIPS内のAの口座からBの口座に資金を振替える。CIPSで資金を受け取った直接参加行Bはその資金を見合いに中国企業Hの口座に資金を振り込み送金決済は終了する。なお、営業終了時にはCIPS内の直接参加行の口座残高は全てCNAPS内のCIPSの口座からCNAPS内の直接参加行の口座に戻され、CIPS内の直接参加銀行の残高はゼロとなる。

中国国外の間接参加銀行Cと中国国内の直接参加銀行Aの間の情報伝達はSWIFT（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）で行われる。直接参加銀行とCIPSの間の情報伝達はCIPSの専用回線で行われる。

CIPSは2つの効果を持つ。1つは、クロスボーダーの取引に係る人民元決済をいちいち全てCNAPSによって決済するのではなく、CIPS内で口座振替を行い、CNAPSにおいては原則として営業時間の最初と最後に各銀行とCIPS口座との間で振替えが行われることによって、決済件数を大きく節約する機能である。このような機能をクリアリング（清算）と呼び、決済に伴うコストを大幅に削減することができる。もう一つは、クロスボーダー取引に係る人民元送金を他の取引から分別して手続きを簡便化し、効率的に行うという機能である。2つの機能によって、人民元の国際化を促進する効果が期待される。また、CIPSはCNAPSと一体化した人民元限定のシステムであることが分かる。

SWIFTが多種の通貨について海外の銀行間の情報伝達機能を行うシステムである一方、CIPSは人民元について情報伝達機能と口座間



の決済機能を持つシステムである。

2. 金融制裁はどのように行われるか

米国外における米ドルの決済について考えてみよう。米国には CHIPS (Clearing House Interbank Payment System) と呼ばれる決済システムがあり、その機能は原理的には中国の CIPS と同じである。CHIPS 参加銀行は米国内の銀行であり、海外の銀行は米国の銀行にドル口座を保有し、CHIPS 参加銀行を経由して最終的にはニューヨーク連銀にある CHIPS 口座と参加銀行の口座の振替えによって送金決済を行う。海外の銀行が決済用の口座を持つ米国内の銀行をコルレス銀行、保有するドル口座をコルレス口座と呼ぶ。海外の銀行とコルレス銀行の間の情報伝達は SWIFT で行われる。このような決済方法は、円やドルなど他の通貨につい

ても原理的には同様であり、ある通貨を海外で使用する場合、通常は海外の銀行が通貨発行国の銀行に口座を持ち、両者の間で情報伝達することが必要となる。

金融制裁として銀行を通じた送金決済を制限する方法としては、第 1 に特定の銀行を SWIFT から排除し、多様な通貨について他国の銀行との間の情報伝達を困難とすること、第 2 に、国内の銀行に対して、特定の海外の銀行や企業などにコルレス口座を使用させることを禁じ、その国の通貨を利用した送金をできなくすることが挙げられる。

今回の対ロシア金融制裁では、第 1 の制裁として 2022 年 3 月 2 日に SWIFT からロシアの大手中堅銀行 7 行を排除することが決定された。対象の 7 行は、多様な通貨について海外の銀行との送金情報の伝達が困難となった。ただ

し、ロシア最大のズベルバンクやガスプロムバンクは排除されなかった。そして、第2の制裁として米国政府は2月24日にズベルバンクを含むロシアの大手5行について米国内のコレス口座を凍結した。この時点ではズベルバンクは銀行間決済のみが禁止されたが4月6日には米国内の資産が凍結され、米企業との取引も禁止された。この結果、これらの銀行はドル決済ができなくなった。現状では、ズベルバンクなど米国のコレス口座は凍結されているがSWIFTからは排除されていない銀行はユーロなどドル以外の通貨で海外との送金決済を行うことが可能であるし、米国のコレス口座凍結とSWIFTからの排除の両者の対象となっていないその他のロシアの銀行が、ドルやその他の通貨で海外と送金決済を行うことが可能である。

IV 金融制裁についてのいくつかの論点

1. CIPS は金融制裁の回避手段となり得るか

対ロシア金融制裁の対象になっている銀行にとって、SWIFTに替わってCIPSが制裁回避の手段になれるだろうか。海外直接参加銀行とCIPSの間の情報伝達は専用ラインか一般ラインで行われる。ロシアにおける直接参加行である中国工商銀行モスクワ支店とCIPSの間ではSWIFTではなく専用ラインによって情報を伝達できると見られる。ロシア企業の中国との取引については、同支店に人民元口座を開設することによって人民元送金を行うことが可能であろう。さらに日米欧などの企業とロシア企業との間の送金をCIPS経由で行うことも可能である。しかし、CIPSはCNAPSと一体化した人

民元限定のシステムである。CIPSがSWIFTに替わる情報伝達手段として機能するためには、日米欧などの企業とロシア企業との間で、人民元で送金することに同意する必要があるが、双方にとって第三国通貨である人民元を使用することはかなり難しいことと思われる。CIPSがSWIFTを十分に代替することは、現状では困難であろう。

2. コレス口座凍結の回避手段

次に、米国内の銀行にあるコレス口座の凍結という金融制裁に対しては、例えば、ロシアの銀行が中国の銀行にドル口座を保有し、ロシアの銀行のために中国の銀行が米国内に保有するコレス口座を利用するという形の制裁回避が考えられる。これについては、北朝鮮に対する金融制裁に際して、中国の丹東銀行が北朝鮮のドル決済を支援したとして、2017年6月に米国政府が米国内の銀行に対し丹東銀行との取引を禁止するという制裁を行った例がある。中国の銀行がロシアの制裁回避を支援していることが明らかになれば米国から個別に制裁を受ける可能性があるだろう。

3. 中国に対する金融制裁の留意点

中国自身が金融制裁を受ける可能性について考えてみよう。前述の通り、中国の対外受払に占める人民元建ての比率は2020年に46.2%、2021年1~6月は48.2%に達している。対外取引の半分程度はCIPSを利用した人民元の送金決済が可能で、制裁を回避できることになる。しかし、2020年の経常取引の人民元建て比率は17.8%にとどまっている。貿易取引などの経常取引は大部分が外貨建てであり、金融制裁の影響を受ける。また地域別に見ると人民元建

て送金の相手先は香港が46.0%を占める²²⁾。中国の人民元建て対外取引は、香港経由の資本取引が重要な部分を占めていることがわかる。香港はRQFIIやストックコネクト、ボンドコネクトなどを通じて、中国の対外資本取引の窓口となっている。海外と香港との間の送金は大部分ドルやユーロなどの外貨で行われ、香港で人民元に交換されて、中国本土との間の送金が行われる。香港を中国に含めて考えると、中国の対外取引に占める人民元比率は大きく低下すると見られる。中国に対して金融制裁を行う場合は香港所在の金融機関を対象に含めることが重要となる。しかし、香港は世界の金融機関が進出する国際金融センターである。2019年のBISの統計によると²³⁾ 香港は世界の外国為替売買の7.6%を占め、英国、米国、シンガポールに次いで世界第4位である。ロシアは0.6%、第17位に過ぎない。対ロシアの金融制裁に比べ、香港を含めた中国に対する金融制裁は世界の金融市場を大きく混乱させる可能性があることに留意すべきであろう。

4. 戦略的な円の国際化が重要

中国は長期的には人民元の国際化を進め、世界経済における地位を向上させようとするであろう。人民元は米ドルに替わる基軸通貨とはならないまでも、少なくともアジアでは相当な存在となる可能性がある。そうすると中国に対する金融制裁は効きにくくなるし、逆に日本が中国から金融制裁を受けるといった可能性も考えなくてはならない。国家安全保障上の観点からそのような状況を回避するため、日本は、もう一度戦略的に「円の国際化」の促進を検討すべきであろう。

【注】

- 1) 人民元の国際化の詳細については露口(2017)、露口(2019)、露口(2022c)を参照。
- 2) このようなリスクは1974年に当時の西ドイツのヘルシュタット銀行の破たん時に顕在化したので、ヘルシュタットリスクと呼ばれる。
- 3) 中国人民銀行「粤港澳大湾区“跨境理财通”业务试点正式启动」2019年9月10日
- 4) 中国人民銀行「内地与香港债券通“南向通”业务正式运行」2019年9月24日
- 5) 中国人民銀行(2021b)。
- 6) BIS(2019)。その他の通貨は、第1位、米ドル、88.3%、第2位、ユーロ、32.3%、第5位、オーストラリアドル、6.8%、第6位、カナダドル、5.0%、第7位、スイスフラン、5.0%。
- 7) IMF“Special Drawing Rights (SDR)”, August 5, 2021.
- 8) MF“Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserve”, December 23, 2021.
- 9) 例えば、日本では、1984年4月に為替フォワード取引にかかる実需原則が廃止され、同年6月には銀行の為替ポジション規制である円転規制が撤廃された。これによって、短期資本取引は事実上自由になった。中国では銀行の為替ポジション規制や為替フォワード取引の実需原則が未だに存在する。
- 10) 大幅な資本取引の自由化が困難である点については露口(2022b)を参照。
- 11) デジタル人民元の詳細については露口(2022a)を参照。
- 12) 中国人民銀行「中国人民银行数字货币研讨会在京召开」2016年1月20日
- 13) 新浪财经「央行王信：国务院已批准央行数字货币的研发」2019年7月9日
- 14) リブラについてはアメリカを含めた各国政府からも各国の規制監督に服することを求められるなど批判が強まり、2020年12月にリブラの名称をディエムに変更し、2021年10月にフェイスブックから社名を変更したメタは、2022年1月、ディエムの発行を断念した。
- 15) 中国人民銀行「“以新发展理念为引领，推进中国经济平稳健康可持续发展”新闻发布会实录」2019年9月24日
- 16) 中国人民銀行「中国人民银行行长易纲在“两会”期间就金融市场主体等问题接受《金融时报》《中国金融》记者采访」2020年5月26日
- 17) 腾讯新闻「解码央行数字货币 深圳：5万中签者首揭数字货币人民币面纱」2020年12月14日
- 18) 2022年5月6日、開催延期が発表された。
- 19) 中国人民銀行「2022年中国人民银行工作会议召开」2021年12月27日
- 20) 中国人民銀行(2021a)。
- 21) オフライン決済の技術的な側面については、日本銀行(2020)を参照。
- 22) 中国人民銀行(2021b)。
- 23) BIS(2019)。

【参考文献】

- BIS(2019)“Triennial Central Bank Survey of Foreign Exchange and Over-the-counter (OTC) Derivatives Markets in 2019” December 2019.
- 中国人民銀行(2021a)「中国数字人民币的研发进展白皮书」

2021年7月16日

中国人民銀行(2021b)「2021年人民币国际化報告」2021年9月

露口洋介(2017)「人民元の国際化」『中国対外経済戦略のリアリティー』梶田幸雄、江原則由、露口洋介、江利紅著、麗澤大学出版会 2017年3月1日

露口洋介(2019)「為替管理と人民元の国際化」『中国の金融経済を学ぶ』小原篤次・神宮健・伊藤博・門闌編著、ミネルヴァ書房 2019年6月20日

露口洋介(2022a)「デジタル人民元と人民元国際化の最近の動向-日中金協力の視点から」国際貿易投資研究所:調査研

究シリーズ124「中国デジタル・トランスフォーメーションと多国間協力の可能性に関する研究」, 2022年2月

露口洋介(2022b)「金融システムの改革と日中金協力の『習近平「一強」体制の行方』日本経済研究センター 2022年3月

露口洋介(2022c)「中国の金融政策と人民元の国際化」、『アジア経済論』小林尚朗、山本博史、矢野修一、春日尚雄編著、文真堂 2022年3月

日本銀行(2020)「中銀デジタル通貨が現金同等の機能を持つための技術的課題」日本銀行決済機構局 2020年7月

世界でも例をみない諸外国の直接投資統計を調べる統計年鑑

世界主要国の直接投資統計集(2021年版) I. 概況編—CD-ROM版—

※印刷イメージのPDF版とEXCEL形式のデータ編で構成。 発行:2021年10月/価格:25,000円

日本で唯一の直接投資統計の年鑑。1997年以来毎年発行

- ・日本企業の進出が多い国・地域だけでなく、世界の202か国・地域の対内および対外直接投資額、直接投資残高、直接投資収益等を収録し、国際比較ができる
- ・国別に投資形態別(クロスボーダーM&A、グリーンフィールド型投資)データおよび多国籍企業上位ランキングを掲載
- ・直接投資の分析に必要な不可欠な各種指標(対GDP比)、貿易収支、サービス貿易収支等の対GDP比、テレコミュニケーション・コンピュータ情報提供サービス収支、技術・貿易関連等のサービス個人間送金、観光、知的財産使用料等の直接投資関連データの国際比較データを収録
- ・見本 https://www.iti.or.jp/report_122.pdf をご参照ください。

世界主要国の直接投資統計集(2022年版) II. 国別編—CD-ROM版—

※印刷イメージのPDF版とEXCEL形式のデータ編で構成。 発行:2022年6月/価格:70,000円
※米ドル建に換算した数値データが利用できます(自国通貨建と米ドル建の2種類の表で構成)

日本で唯一の直接投資統計の年鑑。1997年以来毎年発行し25回目/日本企業の進出が多い国・地域を中心に、対内および対外直接投資統計を収録。収録国数:59か国(日本を含む)/各国・地域の中央統計局、中央銀行、外国企業誘致促進機関等が作成する直接投資統計をもとに最新時点までの時系列データを掲載

【収録国・地域】アジア・太平洋地域[中国、香港、韓国、台湾、フィリピン、タイ、シンガポール、ベトナム、ラオス、カンボジア、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、インド、バングラデシュ、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランド]/米州[米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ、ペルー]/欧州[英国、ドイツ、フランス、アイルランド、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、オーストリア、スイス、スペイン、ポルトガル、ポーランド、チェコ、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、エストニア、ラトビア、リトアニア、クロアチア、スロベニア、キプロス、ギリシャ]/その他[ロシア、イスラエル、南アフリカ、トルコ]

- ・見本 https://www.iti.or.jp/report_119.pdf をご参照ください。
- ・姉妹統計年鑑の「世界主要国の直接投資統計集 I. 概況編」を併用してお使いになると便利です。

ITI 国際直接投資マトリックス(2021年版) —CD-ROM版—

※印刷イメージのPDF版とEXCEL形式のデータ編で構成。 発行:2021年10月/価格:20,000円

1998年以来毎年発行し18回目/OECD加盟国と諸外国との直接投資額の表/対内直接投資および対外直接投資について、フロー表とストック表を作成/2005年から2019年までの表が利用可能/非製造業種(金融・保険等の各種サービス)の直接投資額の表が利用可能/直接投資の分析に役立つ関連統計の2019年データまでをあわせて収録/見本 https://www.iti.or.jp/report_123.pdf をご参照ください/姉妹統計年鑑の「世界主要国の直接投資統計集」I. 概況編 および II. 国別編」を併用してお使いになると便利です。

※お問合せ、ご購入をご希望の方は下記までご連絡ください。

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

TEL: 03(5148)2601 / FAX: 03(5148)2677

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階

E-Mail: jimukyoku@iti.or.jp / URL: <https://www.iti.or.jp/>